

令和5年度「奈良市ふるさと起業家支援事業」募集要項

● 事業の目的

本事業は、地域課題の解決に資する事業等を行う起業家を対象に、ふるさと納税制度を活用した地域外からの資金調達による起業家支援事業を実施することで、地域経済の活性化及び雇用創出を図ることを目的とします。

● 事業の概要

対象となる事業者（起業家）を公募により選定し、選定された事業者（起業家）の事業計画を市が契約するふるさと納税ポータルサイトに掲載し、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用することで、事業に共感する方々から資金を募ります。資金募集に際しては、目標金額を設定し、目標金額の達成・未達成に関わらず、集まった資金全額を奨励金として交付します。なお資金が目標金額に届かなかったことを理由に辞退することはできませんのでご注意ください。寄付募集に関する広報については、選定された事業者が積極的に実施するものとしします。

【掲載サイト】 ふるなび ※ポータルサイトへの掲載手数料は市が負担します。

【目標金額】 100万円

【資金募集期間】 年度内において90日 令和5年11月1日（水）から（予定）

● 対象事業

次の各号のいずれかの事業とします。

1. 観光、環境、教育、福祉等の分野に係る地域課題の解決に資する事業
2. 地域資源を活用した事業
3. 地域の活性化や雇用創出に資する事業

● 対象事業者

次の各号の全てに該当する者としてします。

1. 募集開始日において、起業の日（個人にあっては開業の日、法人にあっては設立若しくは支店設置の日）から1年以上10年未満の者であること。
2. 市内に住所を有する個人事業主または、市内に事業所を有する法人であること。
3. ふるさと納税による寄附金が目標額に達しなくても事業を実施する者であること。

※ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者とはしないものとしします。

1. 市税等を滞納しているとき。
2. 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）であるとき、又は法人にあっては、その役員若しくは事業所の代表者が暴力団等であるとき、若しくは暴力団等を支援する等暴力団等と不当な関わりを有するとき。

● **募集期間及び応募方法等**

1. 募集期間：令和5年7月18日（火）から令和5年8月25日（金）まで
2. 募集事業数：1事業者
3. 提出書類

次に掲げる書類を正本1部、副本5部提出してください。

- ① 奈良市ふるさと起業家支援事業対象事業認定申請書（交付要領 第1号様式）
- ② 事業計画書（交付要領 第2号様式）
- ③ 直近1箇年の決算書の写し（個人事業主の場合は、確定申告書の写し）
- ④ 定款及び履歴事項全部証明書の写し（個人事業主の場合は、開業届出書及び住民票の写し）
- ⑤ 誓約書兼同意書（交付要領 第3号様式）
- ⑥ 市税の納税証明書（前年度分）
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

4. 提出方法

提出書類をご記入の上、募集期間内に奈良市産業政策課へ持参又は郵送してください。

※郵送の場合は、簡易書留など郵便の状況が追跡できる方法で募集期間内必着にて送付のこと。郵便遅延などによる不着については、市では一切責任を負いません。

[提出先]

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1

奈良市役所 産業政策課 創業支援係

● **審査方法**

審査は、奈良市起業家支援事業審査委員会にて書類審査及び申請事業者が行う事業説明（プレゼンテーション）並びに質疑応答の方法にて、別紙「奈良市ふるさと起業家支援事業 事業者募集」に係る審査項目表に基づき審査を行います。

【審査日】令和5年9月12日（火）予定

詳細の場所・日時等は、書類審査通過者に別途詳細をお知らせします。

※提出書類に記載されていない追加の提案・計画等は禁止とします。

※審査に不参加の場合は、辞退したものとみなします。

● **審査結果**

審査結果については、選定・不選定に関わらず、書面にて通知するとともに、選定された事業の事業者・事業計画は市のホームページ等で公表いたします。

● 事業の報告

奨励金の受領後、対象事業の完了時、または受領した日から起算して1年以内のいずれか早い日に事業の状況を奈良市に報告するものとします。寄附者に対しても、自社製品(商品)の試供品送付、事業所見学、事業の経過報告等事業に継続して関心を持ってもらうための取組を行うものとします。

● 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・ 審査結果通知日までに要件を満たさなくなった場合
- ・ 申請書提出期限までに提出書類が提出されない場合
- ・ 決められた提出方法によらず申請を行った場合
- ・ 複数の申請を行った場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 著しく信義に反する行為等があった場合
- ・ 応募書類の記載内容が法令違反等著しく不相当である場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

● 注意事項

1. 提出書類

- ・ 提出書類は、いかなる理由においても返却しないものとし、本市の定める保存期間終了後、処分いたします。
- ・ 書類提出後は、差替えや追加等は認めないものとします。
- ・ 提出書類や審査結果（不選定となった事業者の結果等を含む）は、奈良市情報公開条例（平成19年 奈良市条例第45号）により情報公開の対象となる場合があります。
- ・ 提出書類の内容は、奈良市及び審査会の審査委員、奈良市の委託する業者間、また奈良市内の創業支援機関等で共有する場合があります。
- ・ 提出書類は、審査過程等必要な範囲内で複製を行うことがあります。
- ・ 必要に応じて別途追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ・ 応募書類の作成等、本事業への応募申請に要する費用は、すべて応募書類提出者の負担となります。

2. 奨励金について

- ・ 奨励金の申請等については、この募集要項に定める事項の他、奈良市ふるさと起業家支援事業奨励金交付要領に定めるものとします。

- ・ 奨励金の使途については特に定めませんが、既に行った事業について費用を充当することはできないものとし、「奈良市ふるさと起業家支援事業認定通知書」を受領後、事業を開始することとします。受領後でないと、対象経費となりません。
- ・ ふるさと納税によるクラウドファンディングにより資金が集められなかった場合でも市による上乘せ補助はなく、クラウドファンディングで集められた資金や自己資金等で事業を行うものとしします。
- ・ 奨励金は、少なくとも受領した日から起算して1年以内に事業の報告を行うまでには全額使用するものとし、貯蓄などはできないものとしします。

3. 返礼品等について

返礼品等を提供する場合は、ふるさと納税の地場産品基準（総務省告示第179号第5条）に該当するものであること

● 問い合わせ先

【相談窓口】奈良市役所 産業政策課 創業支援係

【住 所】〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

【電話番号】0742-34-4741

【E-mail】sangyoseisaku@city.nara.lg.jp